

上関原子力発電所の建設・運転に係る漁業補償につきましては漁業補償契約を締結し、当契約が現在も有効に継続していることから解決済みと考えています。

ご指摘の漁業補償契約につきましても、裁判所の判決のとおり有効であり、判決の内容をご確認いただきますようお願いします。

**漁業補償契約無効確認請求事件
2007年(平成19年)6月1・5日広島高等裁判所判決(抜粋)**

については、漁業法8条、11条が漁協において行使規則を定めるに当たっては関係地区、地元地区といった自然的・社会的条件により漁場が属すると認められる地区的利益を保護すべき定めをしていることからも窺うことができる。

エ 管理委員会は、地先、沖合を問わず、各組合員が行う許可漁業・自由漁業についてもその調整について協議決定していたことは前記認定のとおりである。

オ 以上のような、許可漁業・自由漁業の法的性質や、他の漁協地先における許可漁業・自由漁業の慣行上の優劣関係、管理委員会における許可漁業・自由漁業を含めた漁業調整の実態などの事実からすると、8漁協所属の組合員は、他の各漁協の地先において行う許可漁業・自由漁業については、その得喪変更に当たる場合を含めて、管理委員会の協議決定に委ねる権限を自己の属する漁協に与えていたと解するのが相当である。

祝島支店所属組合員のことです。

そうすると、管理委員会が漁業補償契約を締結したことによって、被控訴人らは、A、B各海域における許可漁業・自由漁業について拘束を受け、漁業権消滅区域等を含むA、B各海域における許可漁業・自由漁業について諸迷惑受忍義務を負担するとともに、そのうちの漁業権消滅区域等においては許可漁業・自由漁業 자체を行うことができなくなったというべきである。

山口県漁業協同組合
上関支店地先海域のことです。

山口県漁業協同組合
四代支店地先海域のことです。

よって、漁業権消滅区域等を含むA、B各海域において、被控訴人らが諸迷惑受認義務を負担していないことの確認請求並びに許可漁業・自由漁業を行わない義務を負担していないことの確認請求は、いずれも理由がない。

(3) 以上のとおりであり、被控訴人らの受忍義務不存在確認請求はすべて理由がない。

4 差止請求について

(1) 本件共同漁業権ないし同漁業権行使規則に基づく漁業行使権を理由とする妨害予防請求(差止請求)について

本件共同漁業権の帰属主体は漁協であって被控訴人ら組合員各個人ではない。したがって、本件共同漁業権に基づく差止請求は理由がない。

これは正本である。

平成19年6月15日

広島高等裁判所第2部

裁判所書記官 泉

健

